

〈原著論文〉

保育所保育の独自性を探る

——『保育児童のケースワーク事例集』にみる幼児理解とソーシャルワーク——

田 澤 薫

抄 録

第2次世界大戦後に、学校教育法で幼稚園が、児童福祉法で保育所が制度化された1947年の時点で、幼児保育の指針にあたる法令は存在しなかった。新しい時代の保育は、幼稚園と保育所ともに一人一人の幼児を子どもの視座に立って受容的に理解する「幼児理解」という実践理念を軸に模索されたが、これに加えて厚生省児童局は、家庭保育に欠ける乳幼児のための保育所では、家庭保育の支援にケースワーク論を取り入れ、これを幼稚園と異なる保育所保育の独自性確立の鍵概念と考えた。厚生省児童局は『保育児童ケースワークの事例集』（1957～1959）を編纂し、児童局職員らが全国の保育所から寄せられた事例に「評」として助言することで、保育所におけるケースワークの理論と実践的方法論を示した。本論文では、この「評」分析から、乳幼児の個別理解とケースワークを用いた家庭支援により保育所の独自性が行政主導で築かれはじめたことを明らかにした。

キーワード：保育所、保育、『保育児童のケースワーク事例集』、幼児理解、家庭保育支援

1. はじめに

保育所の保育は、児童福祉法制定当時から順風だった訳ではない。託児所から引きついだ貧民救済の側面と労働運動の側面が子ども主体の法理念と拮抗したことに加え、生活苦のイメージが拭い去りがたく、保育所への措置に対して自治体の側が過剰に運用を厳格にしたり、逆に、利用する側が措置されることを忌避する反応があったりした（田澤2013, 2012）。

保育所の利用要件については、1949年第3次法改正によりはじめて「保育に欠ける」（24条）の文言が入った。この表現からは、家庭の保育が乳幼児の生活の基盤であり、それが「欠ける」特別の場合に保育所が補うという要保護児童保護の構図が見て取れる（田澤2016）。

当時の代表的な保育者の一人であり、『保育児童のケースワーク事例集』評者の一人でもある秋田美子の「条件さえあれば乳児保育は引き受けられる」（秋田1964）という言の通り、保育所は乳

幼児を預けることができるに足る場所であるという消極的な保育理解が一般的であった。それが1960年代になると次第に、「母親に育てられた場合と遜色ない」（秋田1964）と、家庭保育に劣らない水準が担保できるという評価がなされるようになり、「未来の社会人として積極的なよさを与えられるという、多少自負的な立場に立って」（秋田1964）保育は希望のある活動であると、保育者の側からは考えられるようになった。

対して今日は、保育所のとりわけ3歳未満児保育は利用希望者が多く、入所希望がかなわない待機児童があふれ、保育制度改革の動機の一つとなっている。すなわち、秋田の言葉を借りれば、現在は、保育所での育ちが「母親に育てられた場合と遜色ない」どころか「積極的なよさ」があるという理解が市民の間に浸透しているとみられる。

本稿は、こうした変化の背景を探ることを目的とする。この検討で浮上した保育の独自の項目は、保育所保育の専門性に対する利用者の側からの評価にほかならず、今後の保育制度改革において外せない社会的保育の必須条件そのものであると考えるからである。

2. 研究の視点および方法

保育所の保育は、乳幼児と保護者と保育者との3者関係で構成される。乳幼児と保護者、乳幼児と保育者という2種類の2者関係を取り結ぶのは保育者の専門性に拠っている。

先に紹介した秋田の言説が振り返る時期を転換期とにらみ、その頃の保育所で何か行われていたのかを検証したい。

そこで、厚生省児童局が1957年から3箇年、毎年1冊刊行した『保育児童のケースワーク事例集』を資料として、家庭保育支援に関わる事例に着目した分析を行った。

資料選定の理由は、第1に刊行期が上記の課題意識に適合するからであり、第2に、保育所を利用する児童の家庭環境への課題認識がケースワークの必要性と結びつけて理解され⁽¹⁾、児童福祉司が担う児童ケースワークと同様に保育所のケースワークが必須であり、保育所の場合はそれを保母が保育と不可分に行うことが求められるという、要保護児童保護モデルが明示された行政刊行物であるからである。

分析は、第1に、家庭保育との関わりを保育所保育がどう捉え実践に具体化し、現実に保母の支援はどのように家庭に受け入れられ何が変化したかを検証することを目的として、家庭保育の支援を主題とした事例のみを対象とする⁽²⁾。特に最初の2集に関しては、評者が厚生省児童局職員でケースワークに明るい吉見静江と副島ハマ、「母の会」活動で知られた戦前の東京帝大セツルメント託児部を経験し都立高等保母学院で保育者養成に携わっていた鈴木とくである事例に限定した。第三集は評者の記名がないが⁽³⁾、全ての評がケースワーク理論を土台として書かれているので全て対象とした。第2に、分析対象は各事例の「評」とする⁽⁴⁾。託児や幼児教育とは一線を画して、児童福

社としての保育を確立させる行政の意図を整理する目的で「保育児童のケースワーク」を突きとめることをねらいとし、具体的には、作業領域1として「評」から「家庭保育の支援」要素を抽出し、作業領域2として「評」中から「幼児理解」要素を抽出することとした。

研究にあたっては日本社会福祉学会研究倫理指針を遵守し、公刊された行政資料が対象ではあるが、歴史資料の使用に際しては史料批判の視点から今日的使用についての適切性を精査した。

3. 「保育児童のケースワーク事例集」にいたる課題意識

資料分析に入る前に、児童福祉法成立期から『保育児童のケースワーク事例集』刊行時期までの課題意識を追っておきたい。

保育所は、児童福祉法成立以前より託児所として実体化していた社会的保育の系譜を汲む。そのため、敗戦直後から必要に迫られた保育所の制度化への動き出しは早く、1946年5月17日の日付が記された保育所法案要綱案の存在も知られている。ここには「第一 この法律は、保育所を整備して乳幼児（…）を保育し、よってその養育者の勤労の権利を保障することを目的とすること。」（以下、下線筆者）⁽⁵⁾とあり、保育所は勤労者の権利保障のための施設として位置づけられている⁽⁶⁾。

その後、1947年12月に児童福祉法が成立し児童福祉施設の一つに保育所が置かれた時—それは同年3月成立の学校教育法で学校の中に位置を得た幼稚園についても同様だが—保育内容や運営の方法を示す指針は国から何も示されていなかった。そこで、幼稚園、保育所等の施設、家庭の全てを対象に文部省が編んだ『保育要領（試案）』（1948年3月）が大きな意味をもつ。文部省から委嘱された策定委員20名の中には、厚生省児童局の吉見静江⁽⁷⁾と副島ハマが含まれており、文部省の意図が幼稚園運営に限定しない、より広義の実質的な幼児保育の指針の模索にあったものとみられる⁽⁸⁾。

幼稚園と保育所とを併せて保育の指針となるものは『保育要領（試案）』のみというこの時代を回想して、後年、副島は「文部省側の『保育要領』は参考にはできても、新しい児童福祉の理念をどう盛り込んでいくかは保育所独自の課題であり、一番苦心したところでした」（副島1980、下線筆者）と述べている。つまり、吉見保育課長と共に『保育要領（試案）』の策定委員に名を連ねながら、この事務官は文部省の保育理解からの乖離を意識し「保育所独自の課題」を自覚していた。

副島の当時の著作には、「保育所は幼児の「心身ともに健やかに育成される」（法、第一条第一項）ためにあるものでありまして、大人のために存在するものでない…幼児の立場から、最も理想的な保育が行われなくてはなりません」（副島1949.4、下線筆者）と、幼児の保育のための保育所を力説し、託児所時代から連続する保育所イメージを頻りに払拭しようとした跡が読み取れる。その鍵になるのは、平井信義による「結局保育所であれば主として家庭をひき上げて行く力をもって居り」

(平井 1951) という言葉を俟つまでもなく、保育所による家庭保育の支援だろう。

1948年12月になると、児童福祉施設全体の指針が「児童福祉施設最低基準」(厚生省令昭和23年第63号)としてようやく示された。保育所の保育内容については、「保育要領(試案)」から外れるものではなく、家庭との連絡についても、「保育所の長は、常に入所している乳児又は幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育方針、栄養状況等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。」(56条、下線筆者)と言及された程度である。

そうした課題意識に立って当時を振り返ると、1948年4月に出された厚生省児童局長通知「保母養成施設の設置及び運営に関する件」(厚生省児童局長通知昭和23年第105号)が見逃せない。この通知は、保母資格に向けた修業学科目と時間数を示したものだが、ここには、各種実習を除く合計1350時間の講義時間の中で40時間ずつを「ケースワーク」「グループワーク」に充てることとされている。

1950年の保育所運営要綱を経て、次いで1952年に保育所以外の児童福祉施設も視野に入れて編まれた『保育指針』(厚生省児童局、日本児童協会)では、最終の第7章で「保育の実際における問題」を取り扱い、ケースワーク、グループワーク等を保育と結びつけて「およその解決の示唆を附記」している。保育にケースワーク、グループワークを導入する意図がより明確に示されるのは、1954年3月に刊行された『保育の理論と実際』(厚生省児童局、全国社会福祉協議会連合会)である。吉見静江が執筆担当した「第10章 個別指導」は、「個別指導或はケースワークが…」(厚生省児童局1954)と書き出される。また、最終の13章「研究と記録」では、秋田美子と鈴木とくが「やや児童になれてどうやら思い通りに集団を扱えると感じた時には、旧来の教育がとった態度—教授する—ということの安易さと年を経た先輩の経験尊重論とを批判なしに是認することの気軽さにすこしづつ侵され始めているのを知らずにいることが多い」と反省しつつ、「研究と記録はこの狼狽をしずめ、幻滅しようとする気持ちに理想を与え、正しい理論を思い起させて、従来の保育や、経験的技術に安住する態度を批判しながら、乳幼児や児童の新しい保育技術を発見していくためになさねばならない大切な事である」(厚生省児童局1954)と、新しさ—すなわち、ケースワークを保育と結びつける—に賭ける保育所保育の独自性構築への強い思いを述べている。先述の通り、1949年の児童福祉法改正で保育所は「保育に欠ける」乳幼児が利用する児童福祉施設であるという構図が明示された。家庭において享受できる家庭保育に「欠いた」子どもとその家庭に対する課題意識が、現場における保育者の意識の上で、養成課程で学んだケースワークと結びつくことは自然だろう。

こうした経緯の直後に位置づくのが、分析対象とする三巻本『保育児童のケースワーク』である。

『保育児童のケースワーク事例集』(1957)、『保育児童のケースワーク事例集第二集』(1958)、『保育児童のケースワーク事例集第三集』(1959)(共に厚生省児童局)は、よく知られた『児童のケースワーク事例集』⁹⁾と同様の形式の三巻本である。厚生省児童局の呼びかけに応じて、全国の保育

所の保母が、日常の保育実践から「保育児童のケースワーク」事例を提出し、その中から厚生省児童局が事例を選出し⁽¹⁰⁾、同時代の保育を厚生省児童局とその周辺で支えていた識者が評釈をつけて編纂した⁽¹¹⁾。表1の通り、3巻で合計62編の事例が掲載されている。評者別資料数は表2の通りになった。

表1 「保育児童のケースワーク」事例一覧

| 保育児童のケースワーク事例集 | 保育児童のケースワーク事例集 第二集 | 保育児童のケースワーク事例集 第三集 |
|---|---|---|
| I 基本的な生活習慣の出来ていない児童を指導した事例 | | I (不表示) |
| 1 2 ③(鈴木) ④(鈴木) ⑤(鈴木) | 1 2 ③(吉見) ④(吉見) | II (不表示) III (不表示) IV 家庭の環境から来た幼児の反抗 V 欲求不満から強情をはる子供の取扱いについて VI 無表情で口をきかない子 |
| II 身体的欠陥を有する児童又は虚弱な児童を指導した事例 | | VII (不表示) |
| 8編(不表示) | 5編(不表示) | VIII (不表示) |
| III 知能の遅れた児童を指導した事例 | | IX (不表示) |
| 4編(不表示) | 3編(不表示) | XI (不表示) |
| IV 性格に問題のある児童を指導した事例 | | X (不表示) |
| 1(不表示) 2(不表示) 3(不表示) 4(不表示) 5(不表示) ⑥ 父子家庭に育った子供(吉見) ⑦ 問題児を取扱った場合の生活指導の一事例(吉見) 8(不表示) 9(不表示) 10(不表示) 11(不表示) ⑫ 保母の記録から(副島) ⑬ 性格に問題のある児童(副島) ⑭ 問題児Aについて(副島) ⑮ 家庭環境が幼児に及ぼす事例(副島) | ① 性格の強すぎる三郎の場合(副島) ② 家庭の混乱が幼児に及ぼした影響(吉見) ③ 絵を画かない忠ちゃん(吉見) 4(不表示) 5(不表示) 6(不表示) 7(不表示) | |

註：今日的な基準から適切性を欠く表現も含まれることから、本稿で取り上げた事例以外の事例題は(不表示)とした。ただし刊行物としての構成を伝えるために章の表題は転記した。事例題に付記した()は評者、丸数字は分析対象とした事例である。

表2 分析対象事例

(編)

| 評者 (第三集は記載なし) | 初集 | 第二集 | 第三集 |
|---------------|----|-----|-----|
| 鈴木とく | 3 | 0 | — |
| 吉見静江 | 2 | 4 | — |
| 副島ハマ | 4 | 1 | — |
| 不明 | | | 3 |

4. 保育児童のケースワークから生まれるもの

児童福祉としての保育を確立させる行政の意図を整理するねらいに即し、「保育児童のケースワーク」を突きとめるため、「評」に含まれる ①「家庭保育の支援」要素と ②「個々の幼児理解」要素を抽出した結果、それぞれいくつかの細目要素が確認できた⁽¹²⁾。以下にその詳細をみてみたい。

まず、第1の作業領域である「家庭保育の支援」に関わる要素として、①家庭へのはたらきかけ、②保護者へのはたらきかけが認められ、そうしたはたらきかけの最終目標が③家庭環境の整備であることが確認された。家庭へのはたらきかけについては、「家庭への働きかけ」を指摘 (1巻1章第3事例：以下一-I-3、一-I-5：鈴木、一-IV-15：副島) のうえで、具体的方法として「家庭訪問」を「足繁く」(一-IV-12：副島、三-IV、三-V) 行うことが推奨されている。家庭との接触を密にすれば自ずと「保護者への働きかけ」に進むことになるが、「母をはげまし、あせらないように」(二-I-3：吉見) するよう指示され、保護者の「いつもよい理解者であり助言者で」(一-IV-6：吉見) ある保母像が示されているなど、保護者にも支援的である保母像が明確にされている。そして、はたらきかけの最終目標が③「家庭環境の整備」(一-IV-15：副島) にあると方向づけがなされ、幼児にとって「家庭 (は) 主なる生活の場」(カッコ内は脱字) であり、「身体の清潔、衣服の清潔、正常な食事、排泄等基本的な生活訓練」(一-IV-6：吉見) の場という要素を含むことが確認されている。こうした支援を行う場として、④家庭保育の支援における保育所の役割が指摘され、保育所は「そこに欠けている面をおぎなう」だけでなく「保育所が積極的に動いて行わなければならない場合である」(一-IV-6：吉見) とされている。さて、保育所が積極的に動く例として、⑤保育に直結しない支援に言及がみられる。これには、「母親に職を斡旋したり、下の赤ん坊を預ってやるなど」(一-IV-13：副島) 保護者の就労支援等も含まれる。その結果、「家庭生活の安定から来る母親の感情の安定と生活の落ち着きとが、余りにはっきりとつながる事を見せられた」「この子の問題解決はむしろ、母親の就職にあつたようにさえ思われる」(一-IV-12：副島) といった見解も示されている。興味深いことには、⑥他機関連携の例も少なくなく、「親たちの指導について福祉事務所に連絡」(二-I-4：吉見) したり、「児童福祉司や児童委員の協力があって、この家庭全体が見護られることが出来た」(二-IV-2：吉見) という指摘がある。そして、こうした支援的な関

わりの結果として、母親の保育理解の変化がみられたという。つまり、「母が保育所を唯子どもをあずけるだけの処だという考えから一步前進し、保母の指導と方針を理解し、協力して共に子どもを良くしようとするようになっていた」(三-V)と、支援を受け入れての協力体制がとれるようになったということであった。

次いで、第2の作業領域である「個々の幼児理解」に関わる要素は、まず①省察によって幼児理解を深める必要について、「その幼児の為に心をくだしているのはわかるのだが、何かもう一步、つっこみ方がたりない」(一-I-5:鈴木)と苦言として示され、母親に関する記載箇所に対して「そのことが、どのようにこのケースに関連があるのか」「お弁当の漬物の詰方の所も、何かこれとの幼児の行動とつながりが感じられるように」と「この幼児の家庭に於ける愛情のうけ方を考察」することが要求(一-I-5:鈴木)されている。家庭保育の何が幼児にどう影響を与えているのかを、幼児の側から検証する、いわば省察が必要であり、そのためには保育者は注意深く幼児を見つめてその意を汲む努力の必要が説かれている。それでは幼児理解とは何かという問いが自ずと浮上するが、これについては、②発達理論を基盤とする幼児理解、③発達理論を超えた個別理解の段階を分けて説明している。まず、幼児の発達特性に関する理論を踏まえておくことで、「年齢を考えると、保母も神経質にならずにすんだのではないか」(一-I-3:鈴木)など、基本的生活習慣の出来不出来に拘泥しがちな葛藤から保育者は免れる。この時期には、まだ発達理論が保育者の中に浸透しきっておらず、掲載事例の中にも、評者から「1歳児の発達過程で、小集団グループメンバーの考え方について、事例をあげていただき、うなづかせて頂きたい」(一-I-4:鈴木)と皮肉られるほど、発達を踏まえない保育内容の例もあった。しかしながら、発達理論だけでは幼児理解は万全ではない。いうまでもなく、③発達理論を超えた個別理解が必要で、「意志表示の発語がおそくなって」心配される2歳児に向けては、「まず実物を主として名詞の語数を多くし、それに少しづつ、簡易な動詞をつけてやる事が必要である。それが反ぶく復唱できるようになり、それが、充分のみこめてから、自分から自分の意志を表現し得るようになるのである」(一-IV-6:吉見)と、本人の自発性を支える気長な動機づけが助言されていた。

幼児理解が進むと、④問題行動を幼児の事情から説明する姿勢を保育者の側が持てるようになる。自ずと、課題の責を幼児に負わせる発想にはつながり得ず、指導、叱責、注意といった保育方法を招きにくくなる。「困難な適応」を呈する幼児のことを、評者は「家庭生活の不調欠かんになやまされている幼い子供」(一-IV-6:吉見)と表現して見せた。問題行動を幼児の事情から説明する姿勢が、その幼児について言語化するときに表出する一例といえる。こうした施設は、⑤育ちを支える保育という理解を生む。ある事例の評の中で「この子の中に凍結されているものを、あたためとかすチャンスを見出してこれを育てている」(一-IV-7:吉見)という表現がみられるが、ここには、子どもが生来備えているもの育ちを支えることが保育であるという認識が明確に示されている。以上のように、児童理解をめぐる評を分析した結果、吉見が「個別指導というのは形の上で個人的に

あつかうことだけを意味するのではなく、形は集団の中にあっても又個人的な扱いの場合もあってよいので、とくに一定の個人について観察し考え計画し、指導して行く一連の指導であって、この場合はこの子供について考えられ工夫され行われている凡てであり」(二-IV-3:吉見)と述べる通り、保育そのものが児童にとってのケースワークとして働いていることに気付かされる。

保育は子どものしあわせを謳う児童福祉の一部に位置づき「この子にとって生涯の幸福な社会人としてのふみ出し」(二-IV-1:副島)という経験が保育実践の中で実感される

5. 考察

以上にみてきた通り、『保育児童のケースワーク事例集』の事例分析からは、①保育所の保育実践に認められるケースワーク要素を指摘し評価する方法を通して保育のケースワーク要素を育てようとしたこと、②ここに投稿された保育実践事例にはすでにケースワーク要素が認められることが整理された。保育所の保育現場が、厚生省児童局の示した方向性に依って、幼稚園の保育と分化しソーシャルワークの方向性を明確にした分岐点とみられる。

家庭、幼稚園、保育所を問わず第二次大戦後に広く提唱された幼児理解という実践理念が、ケースワークの技法と相俟ってより実体化したことが事例から実証された。また子育て家庭支援の萌芽も確認され、保護者をも支援の対象とした保育実践が利用者の姿勢を変容させ、保育所保育をよりソーシャルワークとして育てた面が認められた。事例集に報告された事象の各々に、こうした保育所の活発な動向に依って、早くも利用者の側がソーシャルワークを基盤とした保育所保育のありようを支持し始めた姿とみることも、あながち的外れではないだろう。

しかしながら、今日の保育所保育でもはや「ケースワーク」「ソーシャルワーク」は表面化していない。幼児理解の実践理念がケースワークの援助技術と融合していか「保育所独自の課題」としての醸成したのか、次にはその過程を明らかにしたい。

註

- (1) 一例として、『保育児童のケースワーク事例集』(厚生省児童局1957)の「序」で高田浩運児童局長が「保育所の対象児童は、家庭で親が見てやれないため、一般家庭で両親の愛情を十分に受けて成長している児童と違って、基本的な生活習慣ができていないばかりでなく、身体の成長が、順調でない児童や、性格にゆがみのある児童、又そういう傾向をもつ児童が多い」と述べている。
- (2) 家庭保育の支援に限定して分析するという本稿の趣旨により、身体障害・知的障害等の事例は今回の分析対象から外した。
- (3) 記名がない第三集の「評」は吉見静江と副島ハマの執筆による確証はないが、著述内容からソーシャルワークに基づく児童福祉行政を進める意図が明確に読み取れ、児童局職員以外の評者がいなかったために記名を行わなかったのではないかと推察される。
- (4) むしろ事例は、「評」の文言を裏付けるために活用した。
- (5) 「保育所法案要綱案1946年5月17日」寺脇隆夫『続児童福祉法成立資料集成』1996ドメス出版

- 所収：同時期に「寡婦等援護方策要綱案（未定稿）」
- (6) そこに透かし見えるのは、就労のための足手まといとしての乳幼児理解である。保育所保育の独自性の確立は、一つには、大人の都合による保育の認識をいかに子ども主体の認識に変革するかにかかっていた。
- (7) 吉見静江は委嘱を受けた時点では興望館館長だった。
- (8) 加藤繁美「保育要領の形成過程に関する研究」（保育学研究 54-1, 2016 pp. 6-17）は、従来の『保育要領（試案）』研究に一石を投じた成果であり、学ぶ点が多い。
- (9) 厚生省児童局監修 1949～年刊、全国の児童相談所のケースの事例を児童福祉司らから募り、講評と共に掲載する紙上実践事例検討の形式である。
- (10) 保育所のケースワークを発展させる行政の意図に沿う事例が選ばれたと考えられる。
- (11) 記名のある初巻と第2巻の評者は以下の通りである。：鈴木とく（東京都立高等母学院教諭）、平井信義（お茶の水女子大学助教授）、早川元二（法政大学講師）、宮下俊彦（桜本保育園長・星ヶ丘二葉園長）、吉見静江（厚生省児童局母子福祉課長）、秋田美子（東京都立白金保育園長）、副島ハマ（厚生省児童局母子福祉課）、轟秀雄（厚生省児童局母子衛生課）、若松栄一（厚生省児童局母子衛生課長）、山本浩（整形外科医務部長）、木田市治（厚生省児童局養護課）
- (12) 「評」より抽出した分析項目は以下の表 3-1、3-2、3-3 の通りである。

表 3-1 『保育児童のケースワーク』 家庭保育の支援事例とケースワーク事項

| |
|---|
| <p>I 基本的な生活習慣の出来ない児童を指導した事例</p> |
| <p>3 評：鈴木とく 家庭保育の支援：「家庭に問題があるとみて、母及び祖母えまの働きかけをし」 幼児理解（発達）：「入所時が、満3才になったばかりなので、年齢を考えると、保母も神経質にならずにすんだのではないかと思われる」</p> |
| <p>4 評：鈴木とく 家庭保育の支援：「多子家庭、貧困、栄養不足、発育不良の満1才児を受託して、家庭指導をしながら、食事、排泄、睡眠、運動等について適切な環境を与え、普通時の発育に近づけるべく努力をされたあとが、経過記録でうかがわれる」 幼児理解（発達）：「1才児の発達過程で、小集団グループメンバーの考え方について、事例をあげていただき、うなづかせて頂きたい」</p> |
| <p>5 評：鈴木とく 家庭保育の支援：「問題が家庭生活にあるとみながら、家庭えまの働きかけの記録が少なかったことを残念に思った」 幼児理解（個別）： 「その幼児の為に心をくわいているのはわかるのだが、何かもう一歩、つっこみ方がたりないような感じがした」 母親の行動「そのことが、どのようにこのケースに関連があるのか」「お弁当の漬物の詰方の所も、何かこれとの幼児の行動とにつながりが感じられるように記述してほしい」 「家庭の生活様式と、園のそれとのギャップを埋める苦勞のし方、それによって変化して行く幼児の様子を清潔の一項目からだけでも深くみて頂きたかった」 「この幼児の家庭に於ける愛情のうけ方を考察して、保母の愛情の傾け方が、もすこしはっきり意識され、その記録がなされていたら、共同生活において、規則を乱さなかったことが、年齢的発達と、それがどのように関係してあったかが知られて、保育者にとってよい参考になったのではないかと思う」</p> |

| |
|---|
| <p>Ⅳ性格に問題のある児童を指導した事例</p> |
| <p>6 父子家庭に育った子供 評：吉見静江 家庭保育の支援： 「父子家庭であって、日常生活が全くきまりのないものであり、日用語の習得、其の他の知能の面が大変遅れている状態」 「家庭生活そのものが、ほとんど形をなさないもので身体の清潔、衣服の清潔、正常な食事、排泄等基本的な生活訓練に、父親の理解をもとめる努力がなされた事は当然の事」 「本来は家庭主なる生活の場で、保育所は、そこに欠けている面をおぎなう立場にあるものであるが、このケースのような場合には保育所が積極的に動いて行わなければならない場合である」</p> <p>「母親を迎えたり、新しい兄弟が加わったりした時は、充分に気をつけて、事前に父母のよりよい理解が得られるよう、留意されたいものであったと思われる。母を迎えて始めになじませる為に、休ませた配慮はよかったと思われるが、その後4カ月間も事態が悪化しつつあるのに、もとのままになっていたという事は、どうした事であったか」 「母への反抗から、排泄習慣があともどりしてくづれたり、性器に興味を見出したり、家庭生活の不調かかになやまされている幼い子供が保母の理解ある扱いによって、困難な適応をこして次第に成長して行っている事は、ありがたい事である。」 「この父と子と、或いは又迎えられるかもしれない母の為に、いつもよい理解者があり助言者であってほしいと希望する」</p> <p>幼児理解（個別）： 日用語習得の問題「まず実物を主として名詞の語数を多くし、それに少しずつ、簡易な動詞をつけてやる事が必要である。それが反ぶく復唱できるようになり、それが、充分のみこめてから、自分から自分の意志を表現し得るようになるのであるから、意志表示の発語がおそくなくても、あまりあせって、おそれを感じさせる事がないよう、気ながにしなければならぬ。」「理解の程度に応じて徐々に絵本、お話しなど加えて行く事も考えられてよい事と思われる。」</p> |
| <p>7 問題児を取扱った場合の生活指導の一事例 評：吉見静江 家庭保育の支援：本幼児の変化が「無経験な家庭の人々にも、幼い心への理解をよびおこしている」 幼児理解（個別）： 「この幼い心はいづれにも、花ひらくような愛情のあたたかさにふれるものを見出す事が出来ないで、むしろいづれの面にもうちきられ、冷凍されたような状態であったものと思われる」「これが幼いC子に対して、姉らしい愛情が誘発される事によって、ほぐれて来た」 「こうして心の一点がとけて来ると、やさしい女の子らしいものが全面的に芽をのばし出して、ぐんぐん育って行っている」 「この保母は、保育の日常の中に、この子の中に凍結されているものを、あたためとかすチャンスを見出しこれを育てている」</p> |
| <p>12 保母の記録から 評：副島ハマ 家庭保育の支援： 「家庭訪問が5月26日と9月6日しか出ていない。…も少し足繁く家庭訪問し、家庭の協力を得られたほうがよかった」 「祖母松子さんが「ホロリと涙流して」感謝された記録など見ると尚更、この人達でも子や孫の事なら判ってもらえるのだという気がする。」 「母親みつ子さんが失対で働きはじめてから、新一は他の友達と遊ぶ様になり、他人のものに手を出さなくなったが、家庭生活の安定から来る母親の感情の安定と性格の落ち着きとが、余りにはつきりとながらる事を見せられた気がする。」 「この子の問題解決はむしろ、母親の就職にあつたようにさえ思われる。そしてそれは私達に、保育所の任務の一つである家庭環境の整備ということの重要性を今更に教えてくれるものである。」</p> <p>幼児理解（個別・発達）： 「こういう性格の子供は叱らないで、自分が自発的に止めるようにすることは出来ないものだろうか」 「満3才から8才迄は想像生活時代といって色々な空想をする時代である事も覚えていただきたい」</p> |

| |
|--|
| <p>13 性格に問題のある児童 評：副島ハマ 家庭保育の支援： 「母親に職を斡旋したり，下の赤ん坊を預ってやるなど家庭環境を調整した」 幼児理解（個別）： 「S君の指導に細心の注意が払われたこと，例えば初め「玩具のピストルをもらった」とだまされたので，次から嘘を全然取り上げずに，社会性の向上を計ったなど。」</p> |
| <p>14 問題児 A について 評：副島ハマ 家庭保育の支援：特記事項なし 幼児理解（個別）：特記事項なし</p> |
| <p>15 家庭環境が幼児に及ぼす事例 評：副島ハマ 家庭保育の支援： 「封建的な家族の中の養生で，発言権も与えられないでいる未亡人の母として育てられた里志の盗みや乱暴な行為を，民生委員の協力を得て解決されたこの事例は，保育所の任務の一端である家庭えママの働きかけの最も成功した喜ぶべき事例でもある」 「日常の保育の延長としてどうしても家庭環境の整備とゆうママ事も行わなければならない場合もある」 個々の幼児理解：特記事項なし</p> |

表 3-2 「保育児童のケースワーク第二集」 家庭へのアプローチ取り扱い事例一覧

| |
|---|
| <p>I 基本的生活習慣の出来ていない児童を指導した事例</p> |
| <p>3 評：吉見静江 家庭保育の支援：「母をはげまし，あせらないようにされた」 個々の幼児理解：特記事項なし</p> |
| <p>4 評：吉見静江 家庭保育の支援： 「親たちの指導について福祉事務所に連絡」 「とくに，栄養について留意されることが必要と思われる。精神的に愛情の必要な兄弟であることも勿論であるが，空腹感がいつもあったように見うけられる。…親の失職状態の時にはいつもこの面の注意をされることが必要と思われる。」 幼児理解：特記事項なし</p> |
| <p>IV 性格に問題のある児童を指導した事例</p> |
| <p>1 性格の強すぎる三郎の場合 評：副島ハマ 家庭保育の支援：「はじめて子どもを連れて母親が来た時，子どもの前で「困り果てている実態」を問われたようにみられるがそれは注意したい」 幼児理解（グループワーク・個別）： 「保育所の集団の中に，異分子であるこの児童が入って来た時の，他の児童の精神状態，又この児童と，保母との心の交流が大変面白く」 「友だちの誰れ彼なく，異常に出る唾液を吐きかけることと，ひっかくことの2つの武器で攻撃して困らせていた本児は，「家憲一ツ…すべし，右申付候也，〇〇印」の父の子であった，父の子でしかなかったのである」 「父親に威圧され，母からも素直に愛情を表現されなかった本児が，初めて愛せられていることの喜びを感じ，人を愛することえママ出発して行ったことから，狂暴性もなくなって普通児になったこと，かえすがえすもこの6カ月は，この子にとって生涯の幸福な社会人としてのふみ出しであったと思う。」</p> |

2 家庭の混乱が幼児に及ぼした影響 評：吉見静江

家庭保育の支援：

「子供の行動に家庭の状態が影響するところは、非常に強い。とくに父母の生活態度が最も強く反響する」「子供は父母に自分が愛されていることを自覚していることが出来る状態であることが大切なのであって、このことが生活のよりどころとなるのである。このことがあってはじめて足が地についた、落ちつきのある態度が出てくるものであって、そうでなければ自信のない、落ちつきのないオドオドした。或はしょんぼりしたものになることも当然のことである。」

「この場合は児童福祉司や児童委員の協力があって、この家庭全体が見護られることが出来た。」

幼児理解（個別）：

「いつも同じ現われをするものとはかぎらない。ある子供には乱暴な手のつけられないような行動をさせたり、この姉たちのように盗癖になって現われたりする場合もある」

3 絵を画かない忠ちゃん 評：吉見静江

家庭保育の支援：

「おばあさんに面接して話していただけることもふくめた全体がいわゆる個別指導であり、ケース・ワークになる」

「子供は母親が排斥され、非難されることは非常につく感じるものである。たとえ、変な母であっても愛している限りこれを慕いもとめているのである。」

幼児理解（個別）：

フィンガーペイント「とらわれた指導をうけすぎていたこの子供にはより自由な創造力ののびるチャンスがうれしかったにちがいない」

「個別指導というのは形の上で個人的にあつかうことだけを意味するのではなく、形は集団の中にあっても又個人的な扱いの場合もあってよいので、とくに一定の個人について観察し考え計画し、指導して行く一連の指導であって、この場合はこの子供について考えられ工夫され行われている凡てであり」

表 3-3 「保育児童のケースワーク第三集」 家庭へのアプローチ取り扱い事例一覧

Ⅳ 家庭の環境から来た幼児の反抗 評者記名なし

家庭保育の支援：

「特によいと思われる点は早く家庭訪問なさったらしく」

「母親に行動記録をさせたり、児童院に行かせるなど適切な指導ができています」

幼児理解（個別）：

「最初の指導にフィンガーペイントを使ったこと。」

「園外保育の時、先頭に保母と手をつないで歩いたこと。」

Ⅴ 欲求不満から強情をはる子供の取扱いについて 評者記名なし

家庭保育の支援：

「子どもの問題行動の原因が家庭にある場合は非常に多い。このケースははじめからそこに着目して家庭に連絡指導し、成功した例で、その点から参考になると思った。」

「この短い記録の中で5回も家庭訪問が行われ、熱心に指導が行われている。それでこそ、母が保育所を唯子どもをあずけるだけの処だという考えから一歩前進し、保母の指導と方針を理解し、協力して共に子どもを良くしようとするようになってきた。」

「A子と両親のこれからの生涯のためにも、この指導は有益であったと思う。」

幼児理解（個別・発達）：

母親の意識の変化と「同時にA子も手こずらせるような事が少なくなり、他児ともよく遊び、保母に対して素直な態度と、作業に対して積極的な意欲が出てきたのである。」

「この年齢の子どもに折紙はどのような与え方をされたかということが気になる。折らないでもとがめられないような折紙の与え方であったら結構だったと思う。」

Ⅵ無表情で口をきかない子 評者記名なし

家庭保育の支援：「母親の指導も忘れなかったし養母さんとも連絡をとった。特に Y が独唱した後“これを契機に本児の生活態度全般に亘って細かい点まで関心を持ちましょう”と指導した点はよかった。」

幼児理解（個別）：

「廊下でねた Y を抱き上げ床につかせる時、頭をなでてやったこと。」

「ウンコの失敗の時“走って来たのにまに合わなかったのね”との言葉などなど。」

「Y の顔の表現がその都度よく観察されているし、庭でいきなり小石を投げて逃げて行く Y に、追いかけられるのを待っている心持を察しておられる。」

「強制的に集団参加を指図するのではなく、さそいかけ、例えばピアノの後にポツンと立っていた時に明朗な O 君を友だちとして紹介してやるなどの指導がよい。」

引用文献：

秋田美子『一、二歳児の保育』フレーベル館 1964

平井信義「保育施設と家庭と学校 保育施設と家庭および学校—シンポジウム—」幼児の教育 1951.9 pp. 46-47

厚生省児童局『保育指針』日本児童協会 1952

厚生省児童局『保育の理論と実際』全国社会福祉協議会連合会 1954

厚生省児童局『保育児童のケースワーク事例集』1957

厚生省児童局『保育児童のケースワーク事例集第二集』1958

厚生省児童局『保育児童のケースワーク事例集第三集』1959

根岸草笛「回想保育所運営要領や保育指針の現場における受けとめ方」岡田ほか編『戦後保育史第1巻』フレーベル館 1980 pp. 240-241

副島ハマ「児童福祉法における保育所の意義」幼児の教育 48-4 1949.4 pp. 14-16

副島ハマ「回想保育内容の基礎づくり」岡田ほか編『戦後保育史第1巻』フレーベル館 1980 pp. 236-237

田澤薫「1948年「保育要領」にみる「家庭の保育」—保育とは何か—」聖学院論叢 28-2 2016.3 pp. 15-27

田澤薫「保育の制度改革をめぐる史的検討—児童福祉法における措置制度と公的責任論を手がかりとして—」聖学院論叢 26-1 2013.11 pp. 15-28

田澤薫「「措置によらない者」から読みとく児童福祉法制定過程における保育所と措置制度」東北社会福祉史研究 30（東北社会福祉史研究連絡会）2012.3 pp. 160-168

参考文献：

藤井常文『キャロル活動報告書と児童相談所改革』明石書店 2010

本稿は、平成 25 年度より科学研究費（基盤研究 C）の助成を受けている「近現代日本社会における保育の公的責任性に関する史的的研究」（課題番号 25380766 研究代表者：田澤薫）の成果の一部である。2016 年秋の日本社会福祉学会で発表した「保育はいつから福祉になったか—『保育児童のケースワーク事例集』にみる「幼児理解」とソーシャルワーク」をもとに、当日の議論を踏まえて大幅に加筆修正を行った。

Exploring the Identity of Childcare in Day Nurseries as Seen in “Case Studies of Casework for Infants in Nurseries:” Understanding Infants Individually in Social Work

Kaoru TAZAWA

Abstract

There was no official governmental guidance for Japanese nursery education in 1947, but the Ministry of Health and Welfare Children's Bureau was trying to determine and establish the nature of childcare in day nurseries at that time. After World War II, in both kindergartens and day nurseries, an effort was made to try to understand infants individually. Moreover, in day nurseries, in order to support child care at home, nursery teachers were attempting to incorporate a theory of casework. In “Case Studies of Casework for Infants in Nurseries” (a study published by the Ministry of Health and Welfare Children's Bureau, 1957 ~ 1959), officials of the Ministry of Health and Welfare Children's Bureau offered advice concerning individual casework studies written by nursery teachers. They developed a theory of and methods for casework in nurseries. Childcare in day nurseries was determined and established through an understanding of infants as individuals and through supporting childcare at home with casework.

Key words: day nurseries, childcare, “Case Studies of Casework for Infants in Nurseries”, understanding infants individually, supporting child care at home